

放射能を考える佐久地区連絡会ニュー

事務局：佐久市岩村田 543 t/f 0267-67-3595 Email sakuch06@yahoo.co.jp
新聞 URL http://housyanousaku.web.fc2.com/top.htm ← 広げてください

イーステージ裁判 全面勝訴！

イーステージ裁判判決について

支援いただいた皆さんのおかげで勝訴できました。ありがとうございました。

判決文が読み上げられた瞬間、傍聴席から大きな拍手が上がりました。

主文より

「連絡会のツイッターによる表現は、真実の前提事実に基づく意見論評として許される範囲のものであり、違法性を欠くと認められる。」

「同施設が長野県の許可によって設立された施設で、保有水の漏えいの有無やその可能性は、広く地域住民の健康や経済活動等など、その身体、生命、財産等に影響を与えることは明らかである。」

判決のこの2つの部分は、**公益を図ることを目的になされる、「市民運動における節度ある表現の自由」と、「地域住民の安全に住む権利」をきちんと認めたもの**だと思います。会社の利益最優先で裁判を起こす業者に対し、裁判所は、連絡会の表現に違法性は無いと判決を下しました。

連絡会のツイッターの底流に流れるものは、長野県廃棄物行政に対する批判であり、社会的問題提起である事を裁判所が認め、この判決により、連絡会の活動の正当性を認め、あらためて補強してくれたと言えます。

判決を受けて強く感じることは、たとえ市民運動であっても、表現の自由によりどんな表現でも許容されるわけではなく、適切な範囲を超えた場合は、大きな代償を払わないといけない。特に民間企業に係わる場合は、常にスラップ訴訟を念頭に置く必要がある。ネットを活用した市民運動の指針としても多くの方々が知っておいた方が良い判決かと思います。

住民に深刻な健康被害を及ぼしかねない漏えいの疑惑を、そのままにしている長野県行政に対し、これからもしっかり声を届けて行きましょう。

放射能を考える佐久地区連絡会
代表 長岡 直仁

2015年1月16日 朝日新聞

市民団体の書き込み「許される範囲」

処分場会社の賠償請求棄却

市民団体がブログなどで借用を失墜させる内容を書いたとして、こみ最終処分場を運営するイー・ステージ（小諸市、鈴木宏信社長）が、この団体の代表を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決が15日、長野県裁判所（佐久支部）で、永井

秀明裁判長は、請求を棄却する判決を言い渡した。訴状によると、市民団体「放射能を考える佐久地区連絡会」の長岡直仁代表がブログやツイッターで、ステージ社の二つの処分場に設けられた水質検査用井戸から、「多量の塩化物イオ

ンが観測された」「ほとんど漏洩確定」と指摘し、同社の社会的評価を低下させたとして、1040万円の損害賠償と、ブログなどの記述の削除を求めている。同社によると、処分場は内側に漏水シートを敷き、たまった水は処理施設で浄化しているという。判決は、「書き込みは原告の社会的評価を低下させるものだが、社会的な問題提起であり、県の検査結果

という真実の前提事実に基づく意見・論評として許される範囲のもの」と認定し、違法性はないとして原告の訴えを退けた。長岡代表は「こちらの主張がほぼ通った判決で、処分場から汚染水が漏洩していることが濃くなった。県は、第三者委員会を設置するなどして、汚染水と処分場の因果関係を調べてほしい」と話した。

長は取材に対し、「判決文の内容をよく確認し、弁護士と相談して今後の対応を決めたい」と話した。同連絡会のブログなどの内容をめぐっては、小諸市でこみ最終処分場を運営するフジコーポレーション（佐久市、山口幸男社長）も、長岡代表に1100万円の損害賠償を求める訴訟を起こしており、3月5日に上田支部で判決がある。（桜庭泰彦）

※イー・ステージは1月28日、判決を不服として東京高裁に控訴しました。2/9 追

資金集めにご協力ください！

いつもいつもありがとうございます！

①映画上映会のチケット販売協力

映画「日本と原発」

日本最大のタブー、原発マフィアに挑む
河合弁護士渾身の話題作！

3月6日（金）19:00～ 3月8日（日）14:30～佐久教育会館
入場料：前売 1000円 当日 1200円 高校生以下 500円

チケット販売・チラシ配布など

ご協力いただける方は下記まで連絡ください。

■事務局：0267-67-3595 090-4460-4867 半田

②カンパ振込

●郵便口座

番号：00580-7-85355

名称：放射能を考える会

●他行からの振り込み

店番：〇五九

当座口座 番号：0085355



編集後記

応援して下さった皆様への感謝と一層の連帯をめざして

長岡代表の報告文のとおり、この判決は長野県の廃棄物行政に警鐘を鳴らすものであると同時に「表現の自由」の確認でもありました。

以下、判決の事実及び理由として、本文16頁、別紙6頁に亘る判決文（全文は23日の報告会で配布の予定）から一部を抜き出します。

（名誉毀損の不法行為免責の条件について）

「・・・問題となっている表現が特定の実事基礎とする意見ないし論評であるときは、当該表現が公共の利害に関する事項についてのものであり、当該表現の目的が専ら公益を図ることにあって表明に依る内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない場合に、その意見論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があった時、または、行為者において、当該意見等の前提としている事実の重要な部分を真実と信じるにつき相当の理由があるときは、その故意又は過失が否定される・・・」

（本件事案について）

「・・・本件書込①～④（別紙参照）は原告の社会的評価を低下させるものではあるが、真実の前提事実に基づく意見・論評として許される範囲のものであり違法性を欠くと認められる。」

つまり単純に言えば、私達がある対象への意見・論評を行う時、公共的利益を目指すものである限り、たとえ対象の名誉毀損が発生する場合でも、その意見・論評の直接的な前提（本件の場合、県の水質測定値及びその解釈）が事実であれば良い。と裁判官が認定したということです。

今、この判決があらためて確認された意義は重要です。それこそが「表現の自由」であり、私達が守り育てていかなければならないと信じ、この裁判を戦って来た大きな理由だからです。当然と言えば当然の結果を得ることが出来たのは、皆様の御理解と御協力、保田弁護士、重要な意見書を書いて下さった関口先生の御尽力によるものであり、感謝し、又、一層の連帯を求めつつ、これからも「子供達が健やかに暮らせる未来のために」又、「市民の自由な言論のために」活動して行く決意です。

文責 山室深志

判決文全文（24ページ）をご希望の方は、事務局までご連絡ください。